

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社笹工務店	代表取締役 笹本 泰秀	高知県知事許可 (特-2)第1083号	土佐清水市天神町12-25

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和5年12月12日から令和6年2月11日まで (2月)
指名停止の理由	<p>有限会社笹工務店は、専らその職務に従事させるべき営業所の専任技術者を、土佐清水市が発注した、政令で定める重要な建設工事の監理技術者として配置したことにより、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号(建設業法違反行為)に該当 同要綱の取扱いの別表第2関係5の(2)(県発注工事以外に関する建設業法違反)に該当</p>